

関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会 規約

(目的)

第1条 関東地域においては、多様な主体が協働・連携し、コウノトリ・トキを指標とした河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生方策の推進と併せて、コウノトリ・トキをシンボルとしたにぎわいのある地域振興・経済活性化方策に取り組み、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成によるコウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりの実現を目的とする「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、以下のとおりとする。

- 一 関東地域における河川及び周辺地域の水辺環境の保全・再生方策に関すること
- 二 関東地域におけるエコロジカル・ネットワーク形成に関すること
- 三 関東地域におけるコウノトリ・トキの望ましい野生復帰の方策に関すること
- 四 関東地域におけるコウノトリ・トキをシンボルとした地域振興・経済活性化方策に関すること
- 五 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表－1に掲げる者によって組織する。但し必要に応じ委員等を追加することができる。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から翌年の年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置き、第3条第1項に掲げる者につき任命された委員のうちから互選によってこれを定める。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、必要に応じ、協議会に委員以外の関係者の出席を要請することができる。

(専門部会)

- 第6条 協議会に「コウノトリ飼育・放鳥条件整備専門部会」(たね地づくり専門部会)を置く。
- 2 協議会に「コウノトリ生息環境整備・推進専門部会」(定着地づくり専門部会)を置く。
 - 3 協議会に「コウノトリ地域振興・経済活性化専門部会」(人・地域づくり専門部会)を置く。
 - 4 協議会の第2条に掲げる事業を具体的に推進するため、必要に応じ協議会にその他の専門部会を置くことができる。
 - 5 各専門部会は、別表-2に掲げる者によって組織する。但し、必要に応じ委員等を追加・出席を要請することができる。なお、委員の任期は委嘱の日から翌年の年度末までとする。
 - 6 各専門部会に部会長1名、副部会長1名を置き、部会を構成する委員のうちから互選によりこれを定める。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 7 各専門部会は協議会の会長が必要と認めたとき、若しくは専門部会の部会長が必要と認めた場合に開催する。
 - 8 部会長は、専門部会の会務を総理し、必要なものについて専門部会の経過及び結果を協議会に報告する。

(顧問)

- 第7条 本会の目的を達成するために、顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、会長の諮問に応ずる。
 - 3 顧問は、必要な会議に参加し、事業推進に当たって助言を行う。
 - 4 顧問の任期は、委嘱の日から翌年の年度末までとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部河川環境課に置く。委員等委嘱手続きについては、事務局がこれを行う。

(会議の公開)

- 第9条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれるとして協議会において非公開とすることが適当であると認められる場合については、この限りでない。
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別途、協議会傍聴要領に定める。

(その他)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成26年2月13日から施行する。

この規約は、平成27年2月18日に一部改正する。

この規約は、平成30年2月2日に一部改正する。

この規約は、令和3年3月15日に一部改正する。

この規約は、令和4年2月8日に一部改正する。

この規約は、令和6年1月31日に一部改正する。

関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会 傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会規約の第9条第2項の規定に基づき、関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、協議会の許可を得て、協議会を傍聴する者とする。

(協議会の開催の周知)

第3条 協議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の7日前までに一定の方法（インターネット等）により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、協議会の名称、日時、場所、協議事項、傍聴の可否、傍聴手続、その他必要な事項とする。

(傍聴の申出等)

第4条 傍聴を希望する者は、第3条協議会の開催の周知により示された傍聴手続に則り、傍聴の登録手続を受けなければならない。

2 傍聴可能者は、受付にて名簿での確認を行った上で会場に入室するものとし、協議会の指示に従って着席すること。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、会場の秩序を乱すおそれのある行為をしてはならない。

(撮影・録音等の許可)

第6条 傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。

ただし、協議会の許可を得た場合はこの限りでない。

(事務局員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて協議会の指示に従わなければならない。

(傍聴違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、本要領に違反するときは、注意し、なおこれに従わないときは退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領の変更や規定に定めなき事項については、協議会で定めるものとする。

附則

この要領は、平成26年2月13日から施行する。